

収入の種類と所得金額

種類		所得金額	備考
利子所得	預貯金、公債、社債等の利子	収入金額	
配当所得	株式、出資の配当等	収入金額－株式等の所得のために借り入れた負債利子	
不動産所得	地代、家賃、権利金等	収入金額－必要経費	
事業（営業等・農業）所得	小売業、農業、サービス業、その他事業から生ずる所得	収入金額－必要経費	
給与所得	給料、賃金、賞与等	収入金額－給与所得控除額※	※表1をご参照ください。
退職所得	退職金等	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2	
山林所得	山林伐採又は譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額	
譲渡所得	土地、建物、株式(注)、機械、貴金属などの資産を譲渡した場合の所得	収入金額－(所得費＋譲渡費用＋負債の利子)－特別控除額	他の所得と税率が異なります。 分離長期譲渡所得の場合、所得の 1/2 が課税対象となります。
一時所得	ふるさと納税返礼品、生命保険、損害保険の満期返戻金等	収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額	所得の 1/2 が課税対象となります。
雑所得	公的年金等	収入金額－公的年金等控除額※	※表2をご参照ください。
	生命保険契約等に基づく年金、副業的な原稿料、シルバー人材センターからの分配金など上記に当てはまらない所得	収入金額－必要経費	

(注) 上場株式等の配当所得等がある場合、所得税の確定申告とは異なる課税方式を選択できます。この場合、確定申告書の住民税に関する事項に記載若しくは個人の町・県民税の納税通知書送達前までに、町へ確定申告書とは別に申告書を提出する必要があります。ただし、一度課税方式を選択すると、その後の修正申告等において方式を変更することはできませんのでご注意ください。

表1 給与所得金額の算定表

収入金額	所得金額	
1～550,999 円	0 円	
551,000～1,618,999 円	収入金額－550,000 円	
1,619,000～1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000～1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000～1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000～1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000～1,799,999 円	収入金額÷4＝A ※千円未満切り捨て	A×2.4＋100,000 円
1,800,000～3,599,999 円		A×2.8－80,000 円
3,600,000～6,599,999 円		A×3.2－440,000 円
6,600,000～8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000 円	
8,500,000 円～	収入金額－1,950,000 円	

※表中の所得金額は、令和3年度以降の個人町・県民税（住民税）を算定する際に使用する額です。令和 2 年度以前の算定額と異なりますのでご注意ください。

表 2 年金所得金額の算定表

年齢	収入金額	所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満(昭和 34 年 1 月 2 日以後に生まれた方)	0～1,299,999 円	収入金額－600,000 円	収入金額－500,000 円	収入金額－400,000 円
	1,300,000～4,099,999 円	収入金額×75%－275,000 円	収入金額×75%－175,000 円	収入金額×75%－75,000 円
	4,100,000～7,699,999 円	収入金額×85%－685,000 円	収入金額×85%－585,000 円	収入金額×85%－485,000 円
	7,700,000～9,999,999 円	収入金額×95%－1,455,000 円	収入金額×95%－1,355,000 円	収入金額×95%－1,255,000 円
	10,000,000 円以上	収入金額－1,955,000 円	収入金額－1,855,000 円	収入金額－1,755,000 円
65 歳以上(昭和 34 年 1 月 1 日以前に生まれた方)	0～3,299,999 円	収入金額－1,100,000 円	収入金額－1,000,000 円	収入金額－900,000 円
	3,300,000～4,099,999 円	収入金額×75%－275,000 円	収入金額×75%－175,000 円	収入金額×75%－75,000 円
	4,100,000～7,699,999 円	収入金額×85%－685,000 円	収入金額×85%－585,000 円	収入金額×85%－485,000 円
	7,700,000～9,999,999 円	収入金額×95%－1,455,000 円	収入金額×95%－1,355,000 円	収入金額×95%－1,255,000 円
	10,000,000 円以上	収入金額－1,955,000 円	収入金額－1,855,000 円	収入金額－1,755,000 円

※表中の所得金額は、令和3年度以降の個人町・県民税(住民税)を算定する際に使用する額です。令和 2 年度以前の算定額と異なりますのでご注意ください。

【所得金額調整控除】

令和 3 年度以降、次の要件に該当する場合は給与所得からそれぞれ算定した額が控除されます。

1) 給与収入が 850 万円超で次のいずれかに該当する場合、次の計算式により給与所得を控除します。

- ①本人が特別障害者
- ②年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- ②特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

計算式：{給与等の収入金額(1,000 万円を超える場合は、1,000 万円)－850 万円} × 10%＝控除額

2) 給与及び年金所得がある場合、給与所得から 10 万円を控除します。

計算式：給与所得(10 万円を超える場合は 10 万円)＋公的年金等に係る雑所得(10 万円を超える場合は 10 万円)－10 万円＝控除額